

郡山市戸籍総合システム再構築及び保守業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市が、戸籍総合システムの再構築業務及び保守業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 事業の目的 戸籍総合システムの再構築（特定移行支援システムの解消）を効果的、計画的に実施する。
- (2) 業務名 郡山市戸籍総合システム再構築及び保守業務委託
- (3) 業務内容 郡山市戸籍総合システム再構築及び保守業務委託仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約の日から令和 14 年 12 月 31 日まで
- (5) 提案上限金額 ¥284,164,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合の構成員にあっては、加盟する協同組合が本入札に参加していないこと。
- (6) 令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間に於いて、標準準拠システム（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に定める地方公共団体情報システムをいう。）の構築及び保守に係る契約を地方公共団体から受注した実績がある者であること。

3 スケジュール

質問受付締切	令和8年6月2日 17時
質問回答	令和8年6月8日
参加申込書受付締切	令和8年6月11日 17時
参加資格確認結果通知	令和8年6月19日
企画提案書受付締切	令和8年6月26日 17時
プレゼンテーション	令和8年6月29日（予定）
審査結果通知	令和8年7月9日（予定）
見積徴取及び契約締結	令和8年8月17日（予定）

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和8年6月2日（火） 17時00分（必着）
- (2) 提出方法 質問書（様式1号）を、電子メールにより市民課（郡山市戸籍総合システム再構築及び保守業務委託に係るプロポーザル選定委員会事務局、以下「事務局」とする。）宛て提出すること。
- (3) 回答日 令和8年6月8日（月）
- (4) 回答方法 郡山市ウェブサイトに掲載（社名非公表）

5 参加申込書等の作成及び提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式2号）
- イ 事業者概要書（様式3号）
- ウ 実績調書（様式4号）
- エ 印鑑証明書
- オ 履歴事項全部証明書（法人のみ。）
- カ 納税証明書
国税：様式その3の3（法人）又は様式その3の2（個人）
市税：直近1年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）
- キ 委任状（様式5号）

※支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。

- (2) 提出期限 令和8年6月11日（木） 17時00分（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送にて事務局宛て提出すること。持参の場合は、郡山市の休日を守る条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く日の8時30分から17時15分まで（以下「開庁時間」という。）の受付とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる

方法とし、提出期限までに到着したものを有効とする。また、提出書類の電子データも併せて提出すること。

6 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書
- イ 提案見積書（様式6号）
- ウ 見積内訳書（任意様式）

(2) 提出期限 令和8年6月26日（金） 17時00分（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送にて事務局宛て提出すること。持参の場合は、開庁時間の受付とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに到着したものを有効とする。また、提出書類の電子データも併せて提出すること。

7 審査方法

(1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を全て満たす者か審査する。結果については、令和8年6月19日までに書面により通知する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

実施日 令和8年6月29日（予定）

提出された企画提案書等について、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、郡山市戸籍総合システム再構築及び保守業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」とする。）により審査を行う。

審査結果については、書面により通知する。

なお、プレゼンテーションは、次の点に留意し行うこと。

ア 1提案者あたりの出席者は、6名以内とする。

イ 1提案者あたりの持ち時間は、45分以内（説明30分、質疑応答15分）とする。

ウ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

エ プレゼンテーションで使用するプロジェクター又はモニターは、事務局が準備するが、パソコンは提案者が用意すること。

オ プレゼンテーションは非公開で行う。

8 選定方法

(1) 提出された企画提案書等について、別紙「郡山市戸籍総合システム再構築及び保守業務委託プロポーザルに係る契約候補者選定基準」に基づき委員会で審査を行う。

(2) 評価点は次のとおり算出し、全ての評価点を合計した値が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次順位者として決定する。

ア 「見積書」以外の評価点 = 各選定委員の審査項目ごとの評価点の合算

イ 「見積書」の評価点 = 見積書の評価点 × (最低見積の金額) ÷ (見積金額)

なお、小数点以下は切り捨てる。

(3) 評価点の合計が満点の 60%未満の場合は不採用とする。次順位者においても、同様の取扱いとする。

(4) 評価点の合計が同点となる場合は、見積書の評価点の得点が高い順で選定するものとする。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

10 契約条件

(1) 提出された提案書等について委員会で審査し、契約候補者として決定された者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

(2) 契約候補者の特定から契約締結までに「9 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。

(3) 契約保証金については、免除とする。

(4) 契約書の作成を要する。

(5) 支払いについては、構築及び保守業務の出来高に応じ協議して定める。

11 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

郡山市市民部市民課戸籍係

電話番号：024-924-2131

E-mail：shiminka@city.koriyama.lg.jp

12 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却せず、著作権は申請者に帰属する。
- (3) 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に認められた場合を除き、当該第三者に承諾を得ておくこと。第三者の著作物の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (4) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、申請者の負担とする。
- (6) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。